

所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 33 号

私たちのふるさと所沢は、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、鎌倉街道の拠点として発展した歴史と文化の息づくまちであり、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地でもあります。

このふるさと所沢を基盤に、それぞれの地域では、地域独自に育まれたまつりその他の有形無形の文化が、そこに暮らす人々の知恵や絆きずなにより大切に受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

しかしながら、住宅都市としての急速な発展や、少子高齢化や核家族化の進行、また、近年の人々の価値観や生活形態の多様化等とも相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

このような中で発生した東日本大震災により、私たちは、人と人との絆や助け合いの大切さに改めて気づかされました。高齢者はもとより、若い世代や子どもも、つながり支え合う、人と人との絆が実感できるまちづくりが求められています。

本市の自治会・町内会は、その中心的な担い手であり、地域を元気にする自立的な活動主体であるとともに、公共的な役割を果たしており、人と人との絆を実感できるまちづくりを行政と協働して進めてきたパートナーです。

ここに、本市は、地域住民、自治会・町内会、事業者及び市の相互理解と協働により自治会・町内会への地域住民の加入と参加を進め、地域の人々がつながるよう元気な自治会・町内会を応援して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、この条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、自治会等の活性化を推進するために、地域住民の自治会等への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会等への加入及び参加を促進するための必要な事項を定め、もって誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 自治会等への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めるものとする。

- 2 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するように努めるものとする。

3 自治会等は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(市の責務等)

第7条 市は、地域住民の自発的な自治会等への加入及び主体的な参加を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会等の負担に配慮するものとする。

3 市職員は、自治会等の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会等との協働に努めるものとする。

(住宅関連事業者による自治会等への加入促進等)

第8条 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

(市による自治会等への加入促進施策等)

第9条 市は、自治会等への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会等の組織及び活動の維持を支援するために必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

2 市は、地域住民の自治会等への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、

助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会等への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

3 市は、地域住民が自主的かつ自発的に自治会等を組織することを促進するための必要な支援に努めるものとする。

4 市は、自治会等との協働の推進を図るために、まちづくりセンター等における支援体制の充実に努めるものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。